

多面的機能支払交付金の概要

高めよう 地域協働の力！



このロゴマークは、地域協働の心、農地・水の情景に彩られた多面体が農業農村の多面的機能をあらわし、それを地域の共同活動の手が守っているというデザインです

農林水産省 中国四国農政局

農地整備課 多面的機能支払推進室

目 次

1 食料・農業・農村基本法の改正について	3
2 施策の評価	8
3 多面的機能支払の次期対策について	17
4 災害復旧への支援について	21
5 事業計画の再認定について	25
6 活動の継続に向けた体制強化の推進について	28
7 安全な活動の実施	34
8 円滑な組織運営	39

1 食料・農業・農村基本法の改正について

～多面的機能支払交付金の法律への位置付け～

農林水産省ウェブサイト「食料・農業・農村基本法 改正のポイント（令和6年8月）」の全体版が掲載されています。（<https://www.maff.go.jp/j/basiclaw/attach/pdf/240709-2-22.pdf>）

農林水産省

English | こどもページ | サイトマップ | 文字サイズ | 標準 | 大きく

逆引き事典から探す | 組織別から探す | キーワードから探す Google 提供 | 検索

会見・報道・広報 | 政策情報 | 統計情報 | 申請・お問い合わせ | 農林水産省について

ホーム > 基本政策 > 食料・農業・農村基本法

食料・農業・農村基本法



食料・農業・農村基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すものです。(1) 食料の安定供給の確保、(2) 農業の有する多面的機能の発揮、(3) 農業の持続的な発展と(4) その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。

制定からおよそ四半世紀が経過し、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化しています。こうした情勢の変化を踏まえ、令和4年9月以降、基本法の検証・見直しに向けた検討を行い、令和6年常会に改正法案を提出しました。改正法は同年5月29日に成立、6月5日に公布・施行に至りました。

この改正法の成立に当たり、農林水産大臣から国民の皆様へのメッセージとして大臣談話を公表しました。

食料・農業・農村基本法改正法等に関する地方説明会について

食料・農業・農村基本法改正法及び関連3法(食料供給困難事態対策法、農振法等改正法、スマート農業技術利用促進法)について、令和6年7月10日(水曜日)から、本省及び全国11ブロックで説明会を開催します。詳しくは以下をご覧ください。

◇ [食料・農業・農村基本法改正法等に関する地方説明会について](#) **New!**

食料・農業・農村基本法改正法及び農林水産大臣談話について

ここから

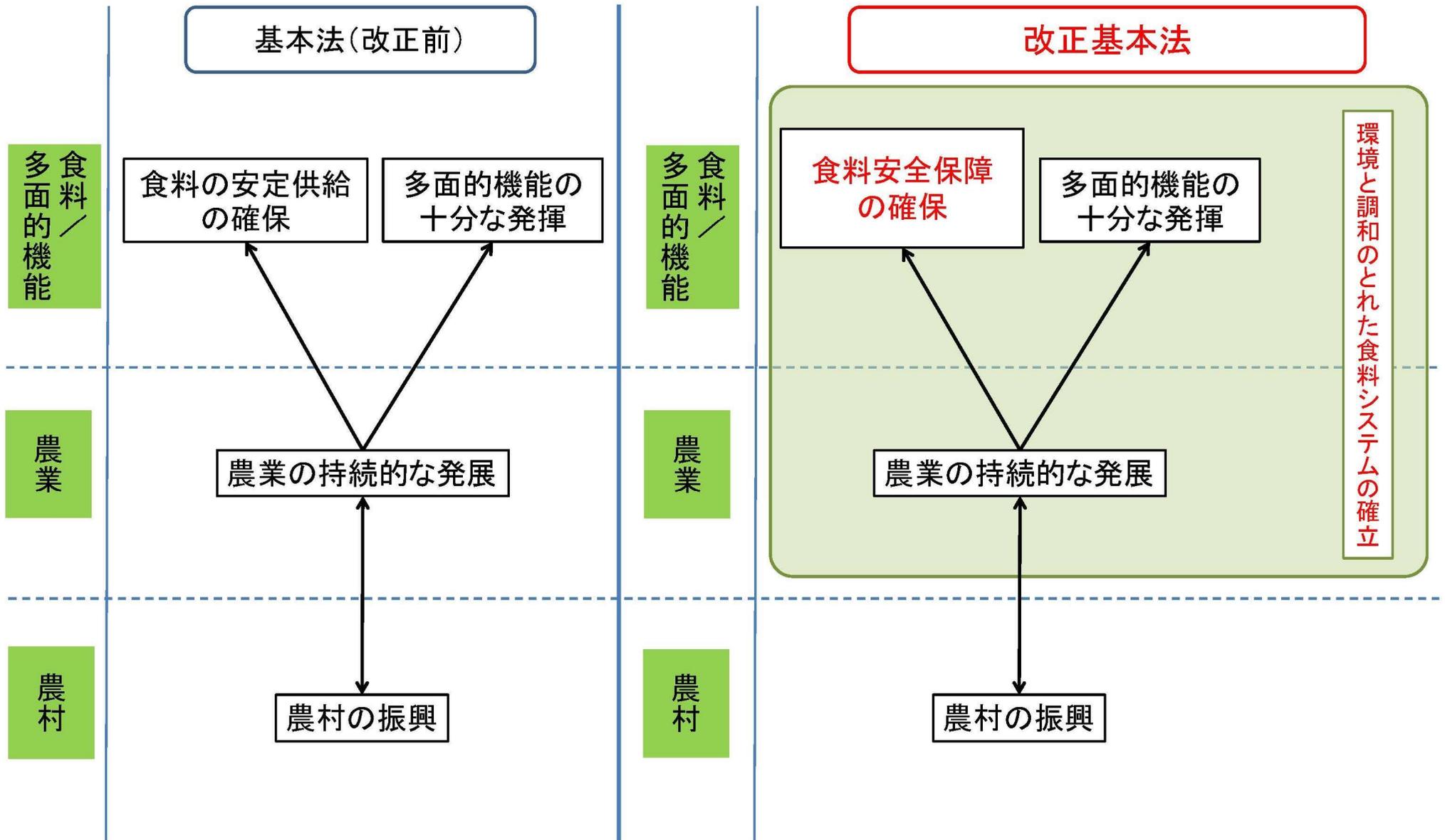
そもそも、食料・農業・農村基本法とは

- 農政の基本理念や政策の方向性を示すもので1999年に制定されました。

- (1) 食料の安定供給の確保、
- (2) 農業の有する多面的機能の発揮、
- (3) 農業の持続的な発展、
- (4) その基盤としての農村の振興、

を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。

- 制定からおよそ四半世紀が経過し、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化しています。
- こうした情勢の変化を踏まえ、令和4年9月以降、基本法の検証・見直しに向けた検討を行い、令和6年常会に改正法案を提出しました。改正法は同年5月29日に成立、6月5日に公布・施行に至りました。



改正基本法における多面的機能支払の位置付け

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（抄）

（多面的機能の発揮）

第4条 国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割に鑑み、将来にわたって、**環境への負荷の低減**が図られつつ、適切かつ十分に発揮されなければならない。

（農村の振興）

第6条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることに鑑み、**農村の人口の減少その他の農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持され、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮される**よう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

多面的機能支払（新たに位置付け）

（農地の保全に資する共同活動の促進）

第44条 国は、農業者その他の農村との関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動が、地域の農業生産活動の継続及びこれによる多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることに鑑み、これらの**共同活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。**

【参考】中山間地域等直接支払（従来から規定）

（中山間地域等の振興）

第47条 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（以下「中山間地域等」という。）において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進、地域社会の維持に資する生活の利便性の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

2 施策の評価

～多面的機能支払交付金（R1～R6）の評価～

農林水産省ウェブサイト「多面的機能支払交付金の施策の評価（令和6年8月）」の全体版が掲載されています。（https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_sesaku.html）

逆引き事典から探す

組織別から探す

キーワードから探す Google 提供

検索

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

ホーム > 農村振興 > 多面的機能支払交付金 > 多面的機能支払交付金の施策の評価

多面的機能支払交付金の施策の評価

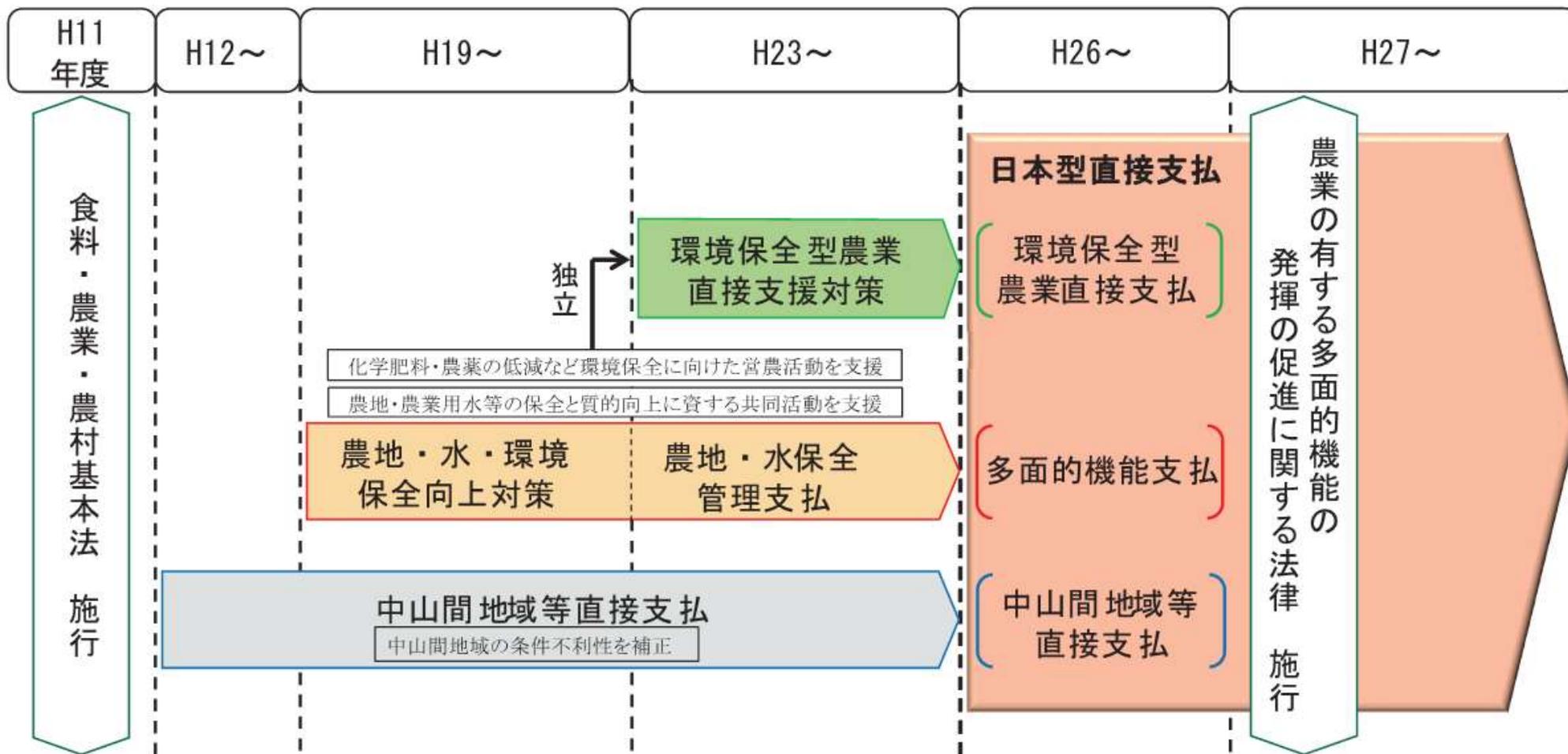
令和元年度（平成31年度）～令和6年度

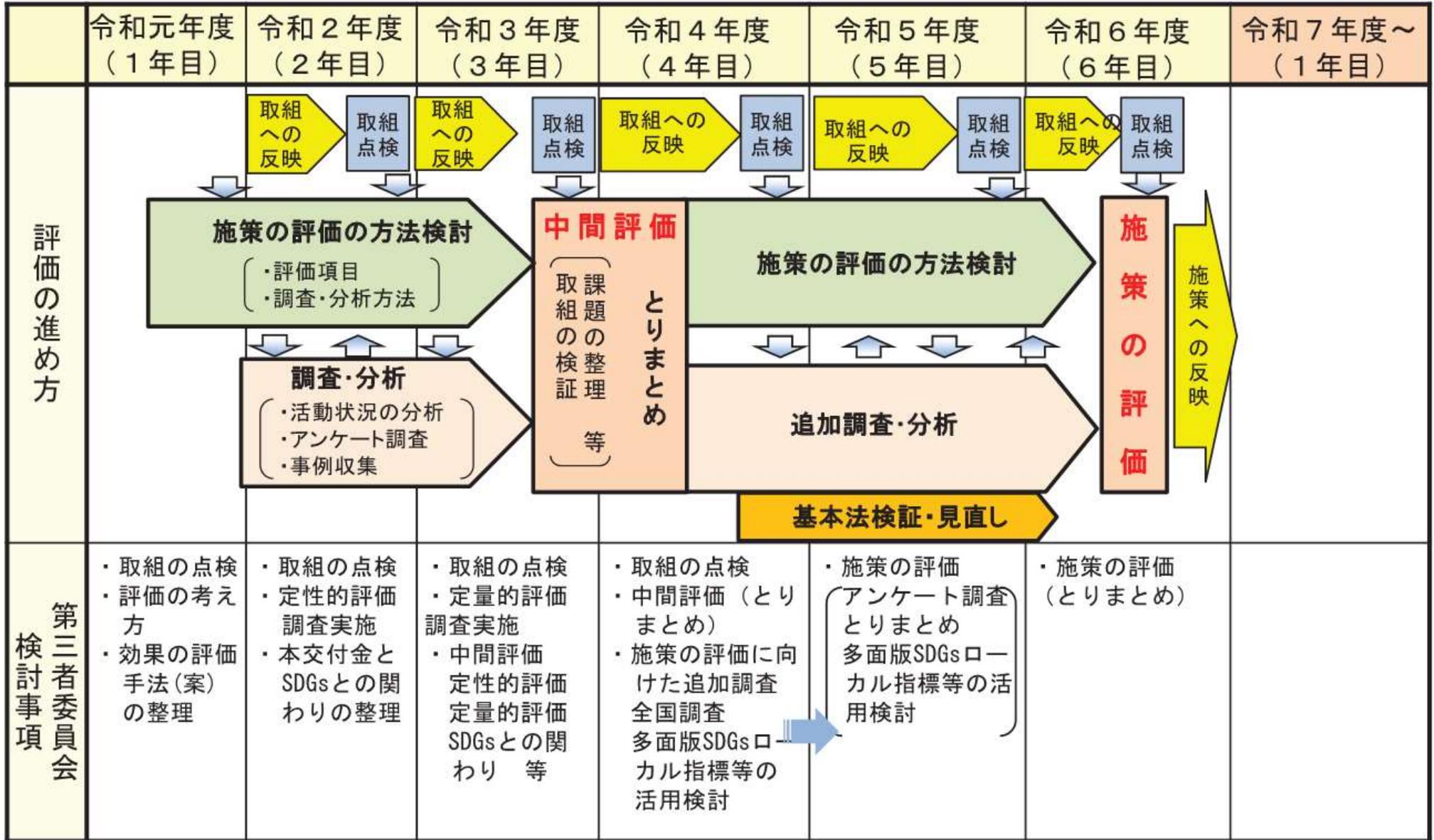
多面的機能支払交付金の施策の評価（令和6年8月）

- 多面的機能支払交付金の施策の評価の概要(PDF：1,179KB) 
- 多面的機能支払交付金の施策の評価(PDF：679KB) 
- 別添資料 参考図表(PDF：20,197KB) 
- 分割版1(PDF：2,021KB)  分割版2(PDF：1,813KB)  分割版3(PDF：2,011KB) 
- 分割版4(PDF：1,788KB)  分割版5(PDF：712KB) 

多面的機能支払交付金の中間評価（令和4年10月）

- 多面的機能支払交付金の中間評価の概要【最終版】(PDF：487KB) 
- 多面的機能支払交付金の中間評価の概要(PDF：488KB) （令和4年12月7日修正）修正箇所明示
- 多面的機能支払交付金の中間評価【最終版】(PDF：428KB) 





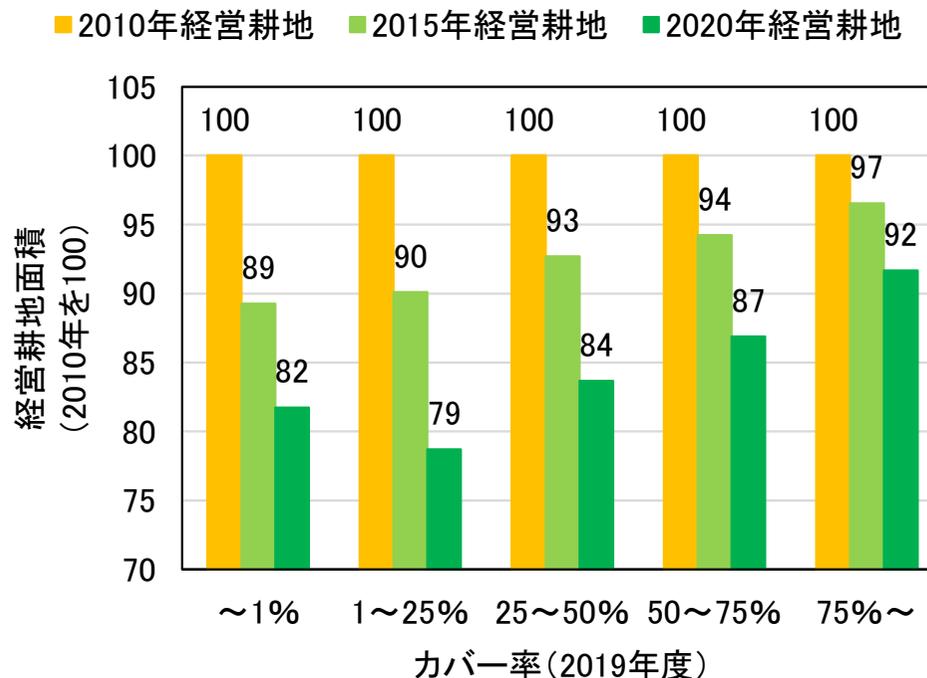
多面的機能支払交付金による効果（資源と環境）

○本交付金は、持続可能な社会を目指す点においてSDGsと親和性が高いと考えられるため、SDGsの考え方を踏まえ、「資源と環境」、「社会」、「経済」の3つの視点で本交付金を評価。本交付金の取組が各項目に寄与していることが確認され、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるとともに、農業の担い手への農地集積という構造改革を後押ししていると評価。（令和6年8月施策の評価）

○資源と環境：地域資源の適切な保全管理

本交付金のカバー率が高い市町村では経営耕地面積の減少率が小さい傾向。

経営耕地面積と市町村単位の多面的機能支払のカバー率との関係



※ 2010年における経営耕地面積を100としたときの2015年及び2020年の経営耕地面積の割合を、各カバー率の範囲に該当する市町村の平均値で示したものの。

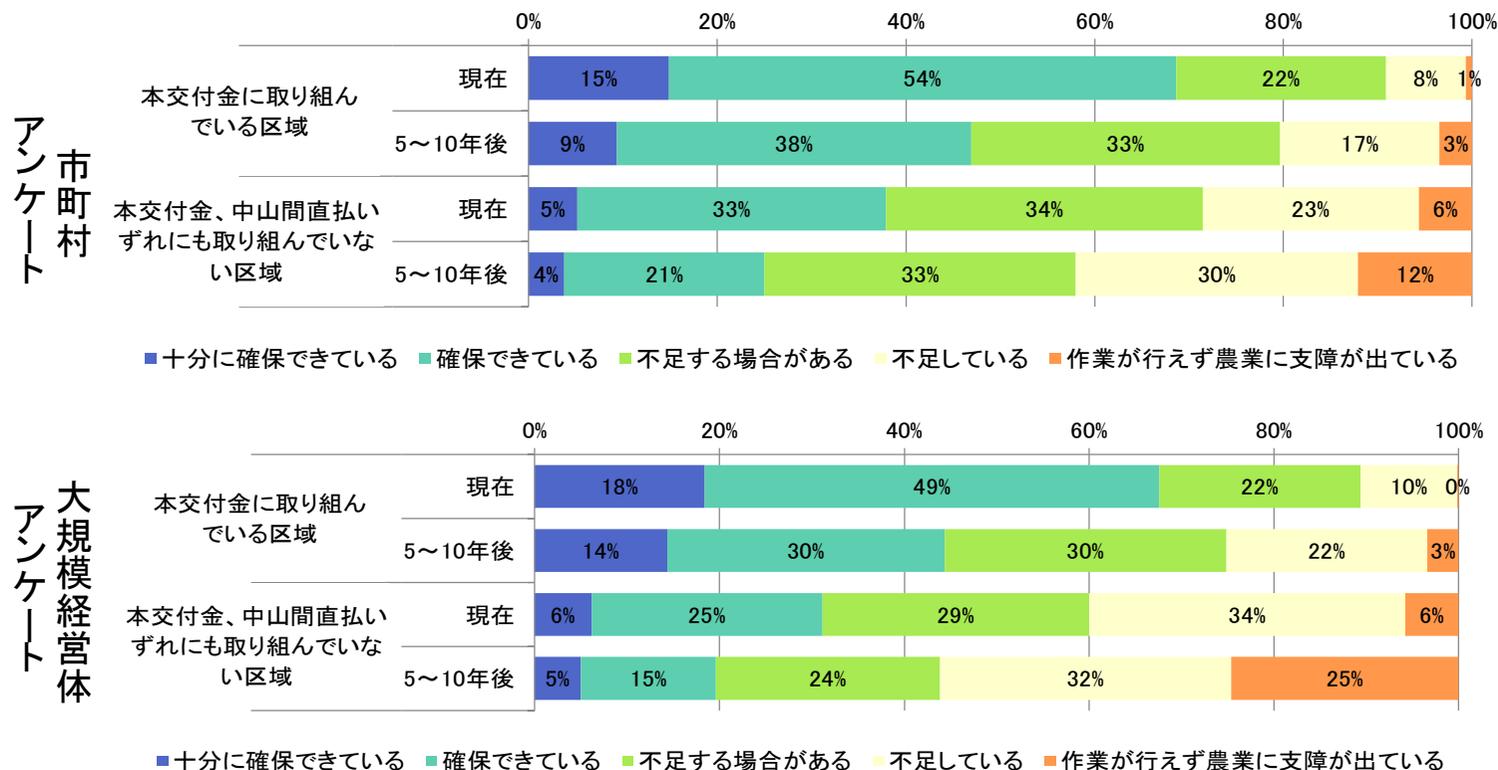
資料：農林業センサス（2010年、2015年、2020年）
多面的機能支払カバー率（2019年度実績）

多面的機能支払交付金による効果（資源と環境）

○資源と環境：農業用施設の機能維持・増進

水路や農道の草刈り等の保全管理作業への参加者の確保状況は、本交付金に取り組んでいる区域では、確保できている割合が高い。

保全管理作業への参加者の確保状況

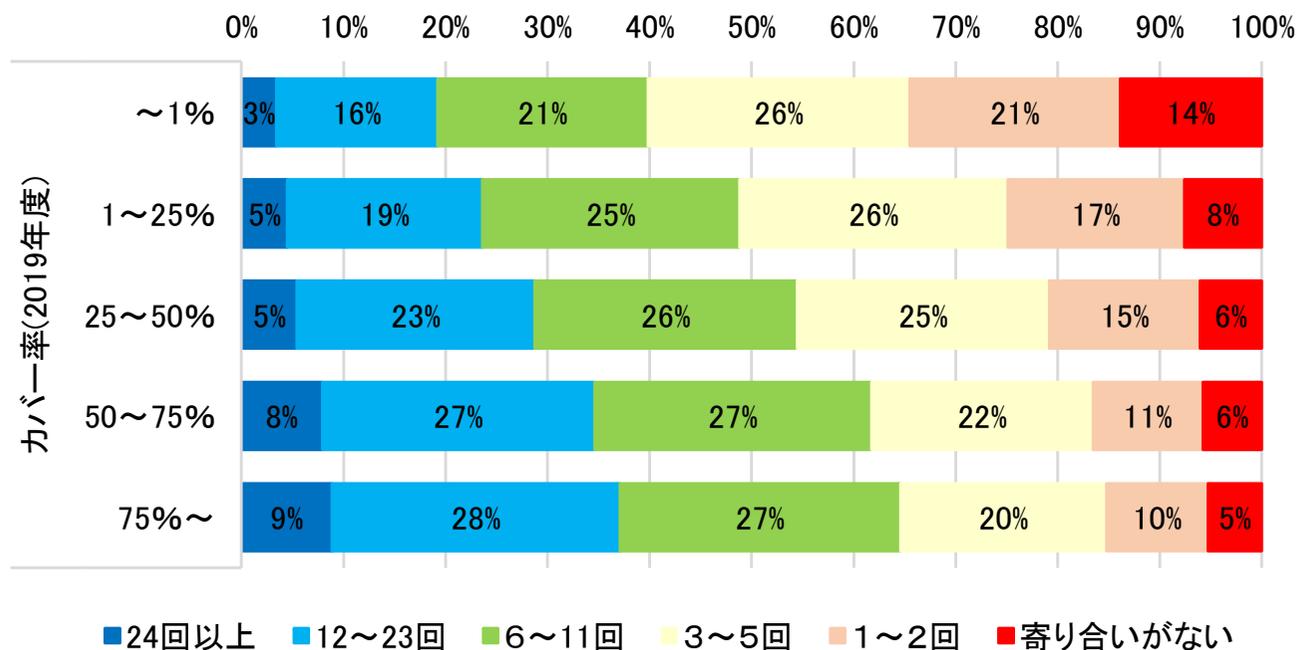


多面的機能支払交付金による効果（社会）

○社会：農村のコミュニティの維持・強化への貢献

本交付金のカバー率が高い市町村では、寄り合いの開催回数が多い集落の割合が高い傾向。

寄り合いの開催状況と市町村単位の多面的機能支払のカバー率との関係



※ 各カバー率の範囲に該当する市町村の平均値を示したものの。

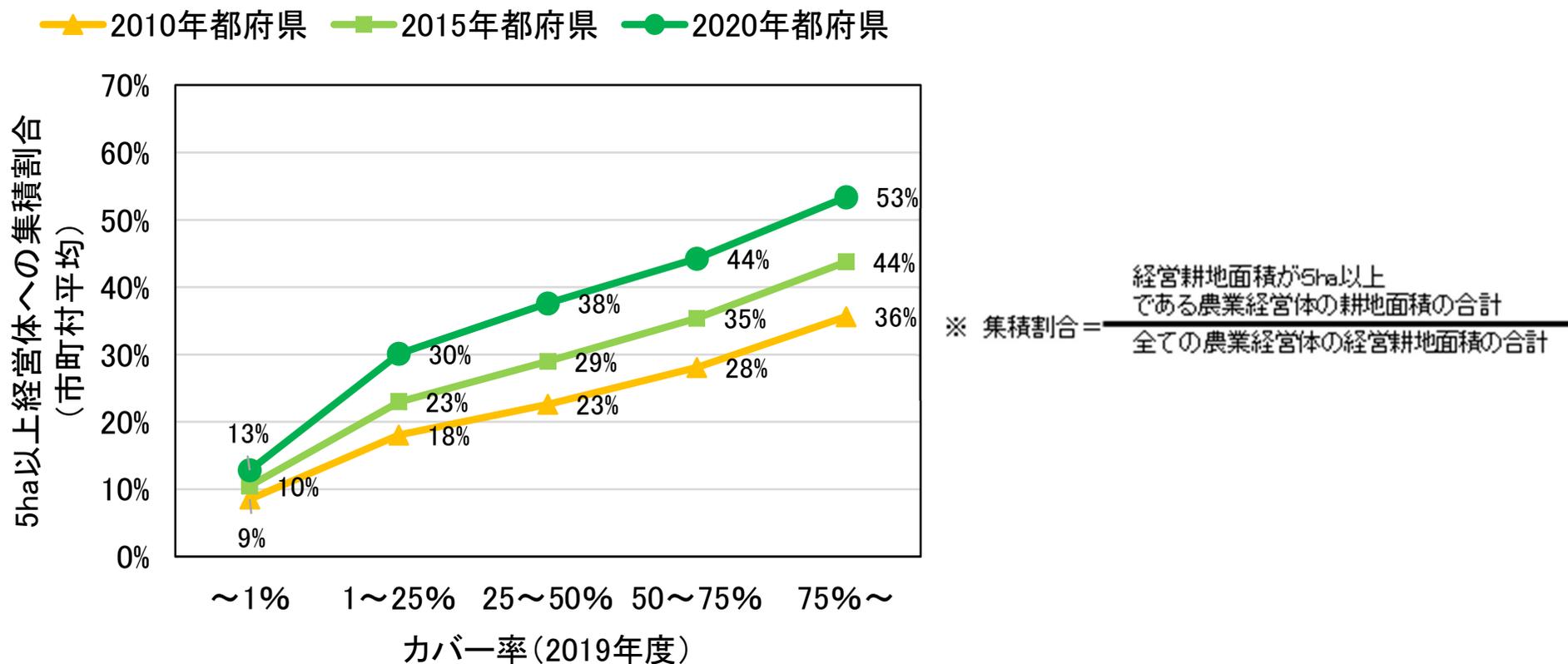
資料：農林業センサス（2010年、2015年、2020年）
多面的機能支払カバー率（2019年度実績）

多面的機能支払交付金による効果（経済）

○経済：構造改革の後押し等地域農業への貢献

本交付金のカバー率が高い市町村ほど集積割合が高い。

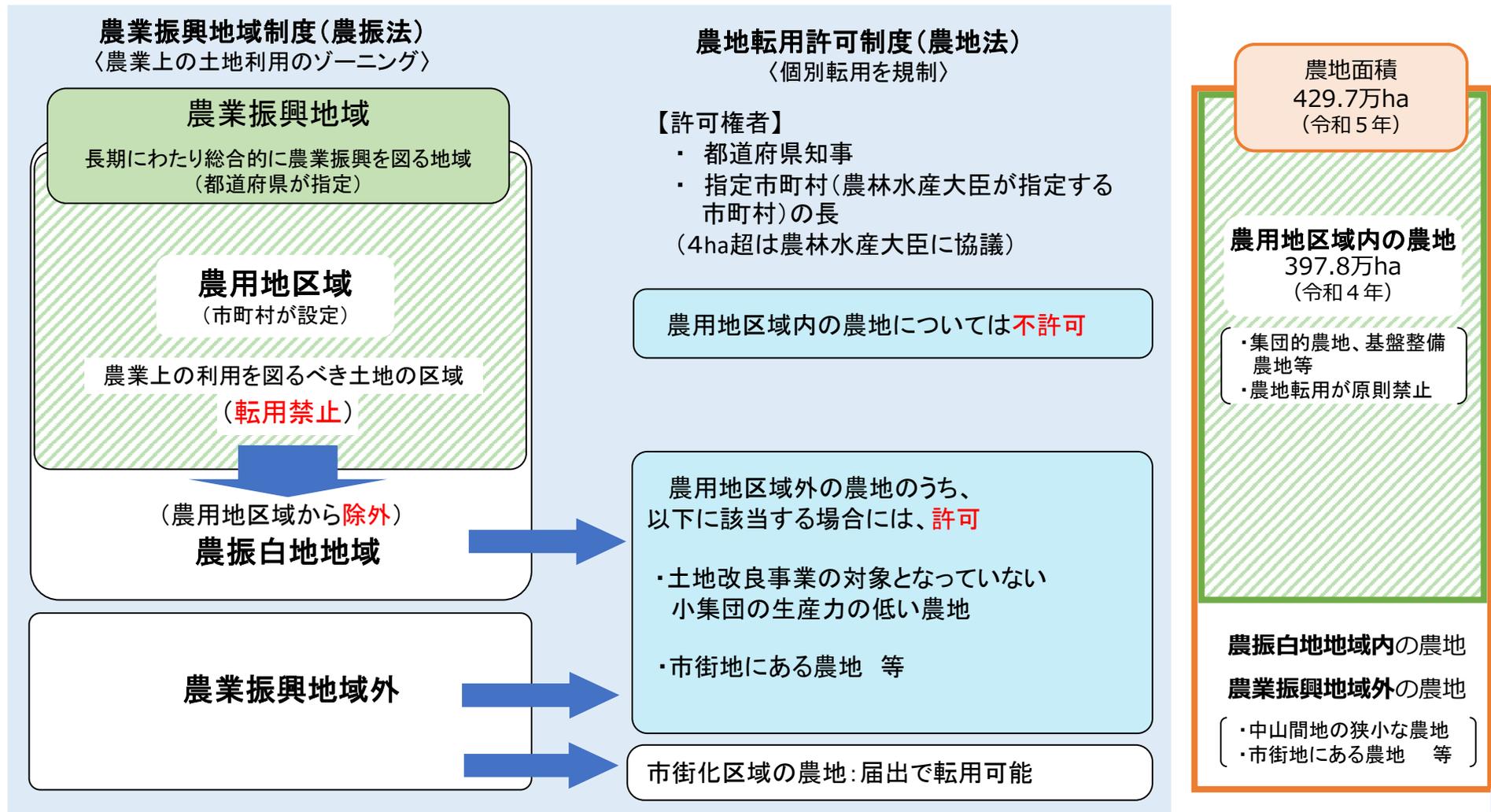
農地利用集積割合と市町村単位の多面的機能支払のカバー率との関係



資料：農林業センサス（2010年、2015年、2020年）
多面的機能支払カバー率（2019年度実績）

参考：農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要について

- 農業振興地域制度により、**農業上の利用を図るべき土地を「農用地域」としてゾーニング（転用不可）**
- 農地転用許可制度により、個別にその優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、**農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導**



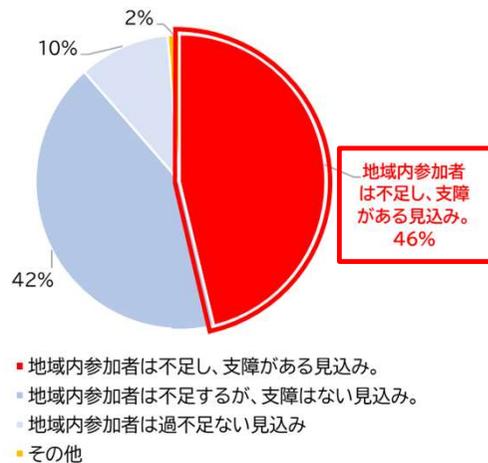
3 多面的機能支払の次期対策について

多面的機能支払交付金の課題

- 地域共同活動による保安全管理について、将来は約半数の組織において、参加者の不足により活動に支障をきたす見込みがあるとともに、小規模活動組織を中心に、役員・事務処理担当者の高齢化・後継者不足等により、活動を継続できなくなるおそれがある状況。
- 地球温暖化の防止や生物多様性の保全に資する長期中干し、冬期湛水等の取組面積は、減少又は現状維持の傾向が見られる状況。また、長期中干し、冬期湛水等は地域全体の水管理に係る調整が必要。

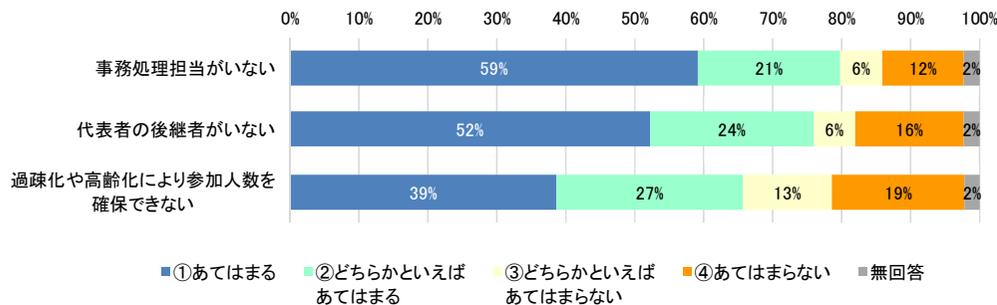
○ 地域共同活動への地域内参加の充足状況に関する認識

● 将来(5~10年後)の充足状況の認識



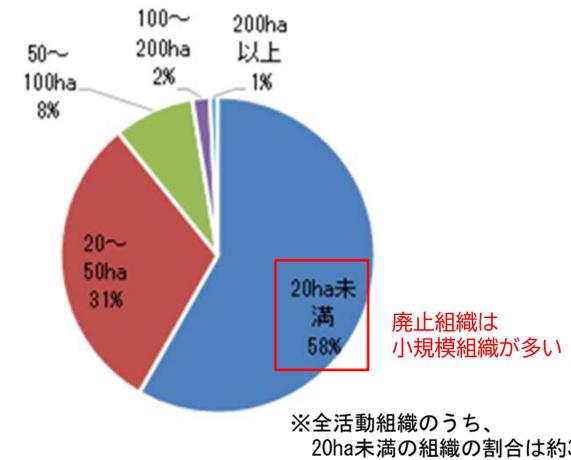
資料：令和5年度農林水産省農地資源課調べ（回答数1,010組織）

○ 多面的機能支払の取組を継続しなかった理由



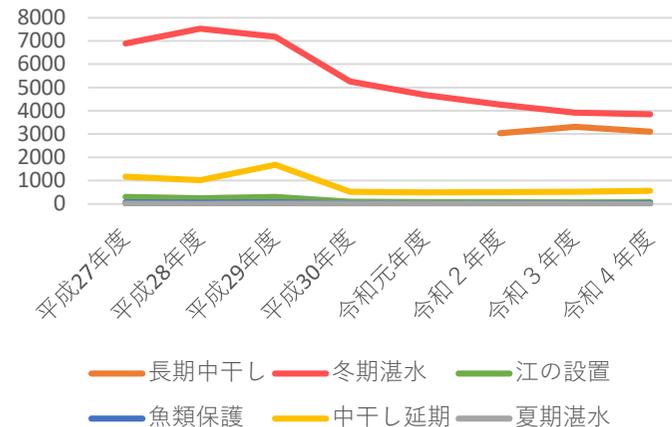
資料：平成30年度に活動を終了した組織への調査（回答数1,302組織）より作成

○ 多面的機能支払の廃止組織の面積階層別内訳



資料：令和3年度→令和4年度動向調査結果より作成（N=386組織）

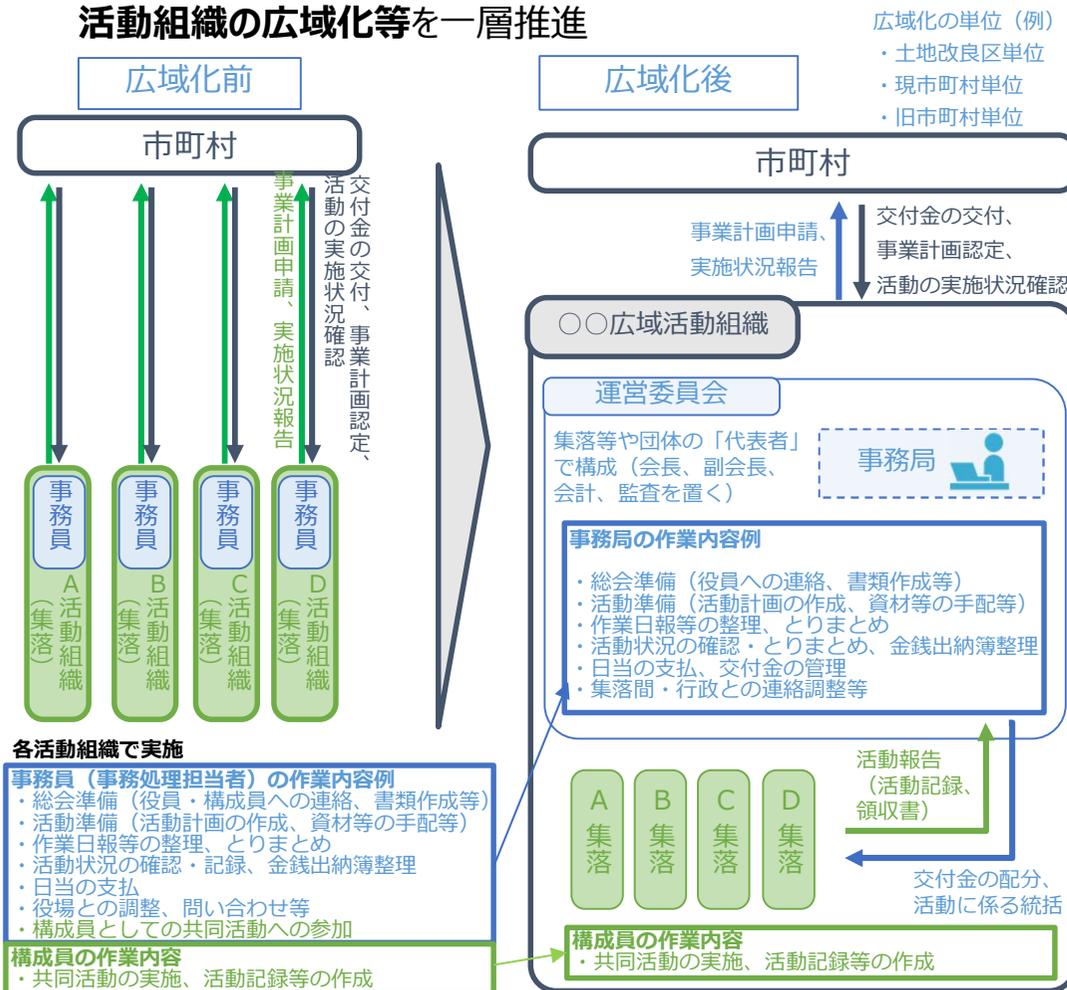
○ 環境直払の取組別実施面積



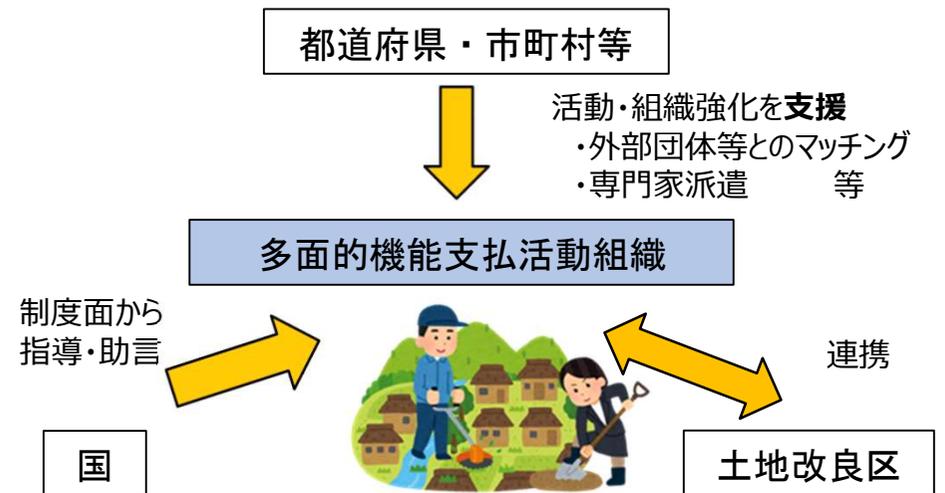
多面的機能支払の次期（第3期）対策について

- 人口減少や高齢化に伴い事務作業や活動の継続が困難となることに対応するため、これまでも活動組織の広域化、地域への外部人材の呼び込み、事務負担の軽減等に取り組んできたところであるが、今後、更に現状の課題に対応していくため、次期対策においては、引き続き広域化の推進や事務負担の軽減に取り組むとともに、活動組織の体制強化に向けて、活動組織と外部団体等とのマッチングの仕組みの構築に取り組む。
- 環境負荷低減に係る取組については、これまで環境保全型農業直接支払で支援してきたが、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待される取組（長期中干し、冬期湛水等）については、令和7年度から多面的機能支払で支援する。

- 多面的機能支払の事務の省力化、組織体制の強化を図るため、活動組織の広域化等を一層推進



- 国、県、市町村による集落の共同活動への支援等を強化



- 環境負荷低減（長期中干し、冬期湛水等）の取組を、多面的機能支払において地域共同で行うことにより推進

長期中干し



冬期湛水





広域活動組織による「直営班」の設立

平地農業地域



にしきまちのうちみずかんきょうほぜんかんりきょうていうんえいいんかい
錦町農地・水・環境保全管理協定運営委員会

にしきまち
(熊本県錦町)

- 本地域は、熊本県の南部に位置する錦町において、1町1組織で活動に取り組んでいる広域組織。錦町の中心部を球磨川が西流しており、この地域一帯が集中した水田地帯となっている。
- 農地・水・環境保全向上対策(以下、農地水)が開始された平成19年度に設立。町内全域を活動エリアとしており、認定農用地面積は約985ha。傘下の組織数は27組織で構成。
- 人手不足等により活動が困難な地域での活動を支援するため、「直営班」を設立。

【地区概要】※R4年度時点

- ・認定農用地面積 985ha (田:985ha)
- ・資源量 水路203km、農道85km
- ・主な構成員 農業者、農事組合法人、自治会、女性部、土地改良区、学校、消防団、子供会 など
- ・交付金 約90.6百万円(R4)

農地維持
支払

資源向上
支払
(共同)

資源向上
支払
(長寿命化)

取組前の課題

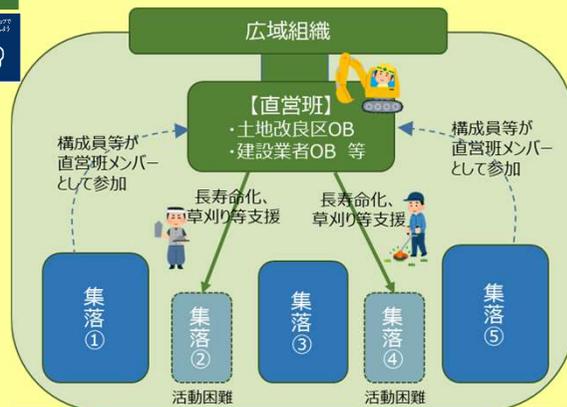
- 過疎化、高齢化により、保全活動への参加者が減少。農道や水路などの農業用施設の保全管理活動の実施が困難となる地域が発生。
- また、重機の免許資格を持つ構成員がいる地区は一部。台風や洪水等の異常気象により発生した流木や、用水路の土砂に撤去のほか、鹿や猪の被害により崩壊した法面等の補修など、いずれも重機を使う作業であり、免許保有者による応援が必要。



川の氾濫により管理用道路に流木が散乱(重機がなければ対応困難)

取組内容

- 活動が難しい地区を支援するため、事務局直属の「直営班」を設立。直営班は建設、土木関係のOBが7名と技術者が1名で構成。
- 業務内容は長寿命化工事が主体であるが、草刈りの人手が足りない地区の手伝いや、人数の集まりにくい水路の泥上げ作業、重機が必要な作業など、協定内で困っている地区を助け、支援する活動にも取り組む。



取組の効果

- 直営班が応援に行くことで、全域を通して円滑な活動が可能となった。
- 直営班は、仕事が丁寧かつ技術力もある。また、各地区の構成員で組織しており、施工地区とも円滑なコミュニケーションが取れるため、両者納得した施工が可能で施工後のトラブルが少ない。
- 直営班は外注に比べ省コストで施工が行うことが可能であり、活動が充実。



ユンボの達人・左官の達人・大工の達人など腕のいいメンバーです！

直営班の活動

4 災害復旧への支援について

～多面的機能支払交付金を活用した災害復旧～

令和6年度能登半島地震をはじめとし、度重なる台風及び豪雨災害により、被害に遭われた方々に、心よりお見舞い申し上げます。



引用元: 鳥取県 危機管理ホームページ
<https://www.pref.tottori.lg.jp/285267.htm>

公共土木施設被害（国土交通省・農林水産省林野庁分）

工事	都道府県工事		市町村工事	
	個所数	金額	個所数	金額
河川	5個所	158,000千円	1個所	26,000千円
海岸（その他）	1個所	50,000千円		
砂防設備	1個所	7,000千円		
道路	49個所	764,000千円	45個所	231,300千円
橋梁			3個所	9,600千円
港湾	2個所	10,000千円		
下水道	1個所	35,000千円	17個所	457,800千円
公園			1個所	450,000千円
治山施設	1個所	30,000千円		
合計	60個所	1,054,000千円	67個所	1,174,700千円

農林水産施設等の被害

施設区分	個所数	主な被害内容
農地（水田・畑）	180個所	水田・畑石積み崩壊、のり面崩壊、芝畑の液状化
農業用施設	437個所	法面・路面の亀裂、パイプラインの漏水、法面・路肩の崩壊、施設の地盤沈下。
共同利用施設 （選果場、集荷場、加工施設、倉庫等）	22個所	建物破損、機械破損
林道	12路線	法面の崩落、路面の段差
特用林産施設（椎茸）	3個所	ほだ木の転倒、ビニールハウス破損
漁業施設	2個所	外壁一部崩落、配管の破裂
個人施設 （農産物出荷調整施設、畜産施設）	73個所	施設、機械の破損
合計		

多面的機能支払交付金を活用した災害復旧への支援

【支援対象】

○対象組織が活動計画書に位置付けている「**保安全管理する区域内の農用地、水路、農道、ため池**」。

【支援内容】

○農地維持活動による「**堆積した土砂・流木等の撤去などの応急措置が可能**」。

○甚大な自然災害の場合には、被災した施設の「**小規模な被災箇所の補修や復旧等に、交付金を重点的に活用することが可能**」。この場合、計画していた今後の活動ができず活動要件を満たすことが困難となっても、地方農政局長等から**特例措置の承認を受けることで、交付金の返還を免除**。

○また、災害対応に十分な資金が無い場合は「**別の対象組織から交付金の融通を受けることが可能**」。

※ただし、災害復旧にかかる**予算の追加配分はない**（面積当たり交付単価による定額補助の範囲内）。

農地維持活動による応急措置イメージ



大雨により水路に堆積した土砂を地域共同で撤去（外注も可能）

特例措置のイメージ

	4月 5月 …… 9月	10月 11月 …… 3月
活動計画	泥上げ・草刈り・補修等	泥上げ・草刈り・補修等

甚大な自然災害が発生

実施	予定どおり実施済み	災害復旧活動を実施 (計画していた泥上げ等の活動は実施できなくても良い)
----	-----------	---

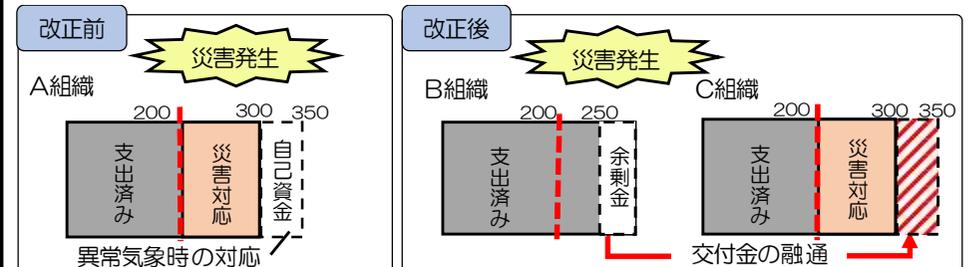
小規模な被災箇所の補修・復旧等イメージ



地震により破損した水路を地域共同で補修（外注も可能）

甚大な自然災害時における対象組織間の交付金融通

＜年交付額が300万円の組織における予算融通の具体例＞





平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る取組

あそ

あそし

阿蘇地域農地・水・環境保全管理協定（熊本県阿蘇市）

- 本地域は、熊本県の北東部に位置し、阿蘇山を南に望み周囲を外輪山に囲まれた標高約500mの高原盆地にある水田地帯で、地域資源の維持管理や環境保全などの活動に取り組んでいる。
- 前震（平成28年4月14日）と本震（平成28年4月16日）の2回にわたり発生した震度7の地震は、これまで経験したことがないもので、本地域の農業用施設も甚大な被害を受けた。
- 施設の復旧に当たっては、各工区の役員を招集し、何をすべきか話し合い「今できることからしよう」ということで、農地・農業用施設の被害状況の把握を開始。とにかく田植えに間に合わせることを最優先し、最低限の機能回復を行うため、農業者による自主施工を実施。様々な知恵やボランティアの力も借りて対処した結果、作付面積の約8割で営農が可能な状態までになった。

【地区概要】

- ・取組面積2,642ha
(田2,586ha、畑56ha)
- ・資源量 水路629km、農道286km、
ため池13箇所
- ・主な構成員 農業者、自治会、土地改良区、
学校・PTA
- ・交付金 約241百万円(H29)

〔 農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化) 〕

取組内容

- H19から土地改良区管内にある13の換地工区ごとに活動していたが、事務負担の軽減、活動の効率化を図るため、H24に活動組織を広域化。
- 農地維持支払による草刈り、泥上げ活動や資源向上支払の共同活動における生きもの調査、シバザクラの植栽や水路等の軽微な補修のほか、施設の長寿命化対策に取り組む。



水路法面の草刈り



生きもの調査



シバザクラの植栽



施設の長寿命化

熊本地震後の初動対応

- 気象庁の震度階級では最も大きい震度7を一連の地震活動においては初めて2回観測。
- 前震後の見回りでは大きな被害は見受けられなかったが、本震では組織の構成員も自宅が被災するなど身動きがとれない状況。
- 本震2日後、事務局が集合し、各工区の役員に連絡。平成28年4月19日・20日に役員を招集。
- 何をすべきか話し合い「今できることからしなければならぬだろう」ということで、被害状況の把握を行うことに。(1週間～10日間)
- とにかく田植えに間に合わせることを最優先し、「異常気象後の応急措置」を適用して最低限の機能を回復するよう自主施工を計画。



水路及び農道の破損状況

応急復旧の内容

- 不同沈下した水路については、土のうを積み上げ、溢水しないように措置。また、目地が開いた水路については、目地詰めを実施。
- 通水が困難な区間は、布設替えではなく、ビニールホース等を設置し通水できるように工夫。
- 当初、水稻作付けの影響が懸念されたが、約8割で営農が可能な状態までに復旧。



土のうの積み上げ作業



目地詰め作業



仮設配管の敷設状況



農道の復旧状況

5 事業計画の再認定について

～事業実施期間の終期を迎える活動組織の皆さまへ～

事業計画の再認定に向けた具体的なスケジュールについては、お住まいの市町村にお尋ねください。
事業の継続を断念したいという声がある場合は、必ず一度は、市町村や推進組織（推進協議会）にご相談ください。

多面的機能支払交付金の継続に向けた対応

1 事業実施期間の終了を迎える組織は、新たに事業計画の認定が必要になります！！

重要!

早めに準備を!!

注目!!

👉 活動を継続する場合、事業計画をつくる必要はあるの？

○ 継続して活動に取り組む組織にあっては、新規組織と同様に法律に基づく事業計画を作成して新たに市町村の認定を受けてください。

👉 事業計画をつくるのは大変なの？

簡単!

- 事業計画書の「ひな形」に必要事項を記載し、活動計画書等を添付すればOKです。
- 次期活動に向け組織で合意した新たな活動計画書、規約、参加同意書等を添付します。
- 中山間地域等直接支払や環境保全型農業直接支払も、この「ひな形」へ一緒に書き込めば事業計画が出来ます。

👉 どのような手続きが必要なの？

○ 簡単な手続きで、事業計画の認定が受けられます。



早期の事業計画認定のため、できるだけ、実施期間終了年度の3月中に事業計画をつくりましょう。

多面的機能支払交付金の継続に向けた対応

2

事業実施期間の終了を迎える組織で、
事業の継続が決まっていない組織の方へ

重要!



☞ 事業の継続について、どう決めるか？

- まずは、活動組織内で十分に話し合ってください。
- 分からないところや不安に感じるところがあれば、積極的に市町村や推進組織（推進協議会）にご相談ください。

○ 事業の継続を断念したいという声がある場合は、必ず一度は、市町村や推進組織（推進協議会）にご相談ください。

注意

☞ 事業の継続についての話し合いでのポイントは？



- これまでの5年間に事業を実施したことで、できるようになったこと、地域で起きた変化（地域の活性化、管理体制の強化など）を振り返ることも大切です。
- 多面的機能支払交付金でできること（災害復旧時の迅速な対応、SDGsの目標達成への貢献といった社会的な意義など）を今一度確認してみてください。
- 事業の継続に向けて、事務の負担や役員・活動参加者の不足といった課題がありますが、期待される効果、生まれている良い影響にも目を向けてみてください。
- 市町村や推進組織（推進協議会）に相談し、同じ課題を抱える活動組織の工夫や課題解決に向けた取組事例を紹介してもらい、それらを参考にしてみてください。



6 活動の継続に向けた体制強化の推進について

～地域資源を未来につなぐ～

活動組織の広域化のすすめ

その課題、広域化で解決できるかもしれません

- ✓ 共同活動を実施しようとしても、なかなか人が集まらない。
- ✓ 組織のリーダーや役員のなり手がいない。
- ✓ 組織内の特定の人に事務処理等の負担が集中している。
- ✓ 人を呼び込むイベントなど新しい活動をしたいが、自分たちだけではできそうにない。



広域化による効果（例） ～優良事例より～

集落間のつながりにより、活動を続けられます

- 他集落の活動を参考に、新たな活動に取り組む集落が増加したり、集落の垣根を超えた取組が展開された。
- 広域活動組織に参加する形で、新たに活動を開始する地域が出てきた。
- 集落間の協力体制及び資機材の融通体制の構築や集落間の情報交換の活発化により、地域全体の作業効率・能率が向上した。
- 対象施設の保安全管理の役割分担を再設定するきっかけとなった。



農道のコンクリート舗装



自主施工による目地補修

事務負担の軽減や経費の節減につながります

- 事務作業の負担が減り、活動に集中できるようになった。
- 資材や物品の購入等をまとめて行うことで、経費を節減できた。

地域全体で交付金をより有効に使えます

- 集落間の予算の融通が可能となり、地域全体で交付金をより有効に活用できるようになった。
- 広域体制下で確保できたまとまった予算で、地域全体で計画的かつ効率的に長寿命化工事を実施できるようになった。
- 事務局が中山間地域等直接支払交付金の事務作業も受託することにより、各制度への理解が深まり、各交付金をより有効に活用できるようになった。

活動の幅が広がり、地域全体の活性化につながります

- 補修技術を持つ構成員が地域全体の支援及び技術指導を行うことにより、簡易な補修が自主施工により実施できるようになった。
- 得意分野をもつ人材が地域全体で動けるようになった。
- 広域化をきっかけに、これまでつながりのあった社会福祉法人の参画や小学校との連携、新たな近隣大学との連携の模索につながり、活動の多角化を目指すことができるようになった。



中山間地域等直接支払制度の取組体制を活用した広域化



にしあわくら

西粟倉村多面的機能広域活動組織（岡山県西粟倉村）

- 岡山県西粟倉村は、岡山県の北東端、中国山脈の南斜面に開かれた谷あいの山里である。面積の約95%が森林であり、農業は、山沿い又は川沿いの農地で主に水稻の栽培が営まれているが、鳥獣害も発生する中、農業農村を維持していくため、地域の共同活動が重要な位置付けを占めている。
- 村内では、従前、村内全集落(14集落)で、中山間地域等直接支払交付金(以下「中山間直払」という。)に取り組んでいたが、多面的機能支払交付金による活動(以下「多面活動」という。)は2集落で取り組むにとどまっていた。多面活動に取り組むことによって交付金を更に得て、村内の様々な活動を一層充実させるため、役場がリードして、令和3年度から、多面活動を未実施の集落も含めて、多面活動の広域化に向けて動き出した。令和5年1月に広域活動組織を設立し、同年4月から活動を開始する予定である。
- 村内にある14集落のうち、13集落が広域活動組織に参加することになっており、その各活動組織(集落)は、中山間直払の集落協定単位(基本的に集落と一致)に分けられている。それぞれの活動組織(=中山間直払の集落協定単位≒集落)の代表者は、基本的に中山間直払の集落協定の代表者を兼ねており、多面活動と中山間直払による活動を、相互に効率よく実施できることを目指している。

【地区概要】

- ・取組面積 92.51ha
(田 92.15ha、畑 0.36ha)
 - ・参加集落 14集落(行政区単位は12集落)
 - ・資源量 水路41.7km、農道11.5km
 - ・主な構成員 農業者、自治会、老人会、消防団、学校、PTA、地域住民
 - ・交付金 約8.9百万円(R5想定額)
- 〔 農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化) 〕

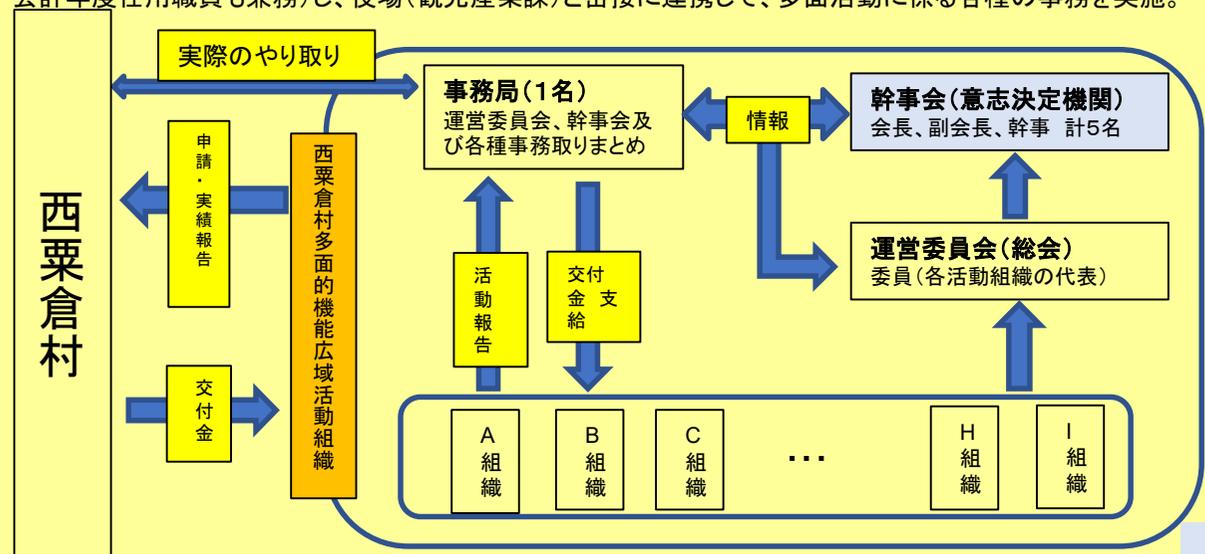
広域化前の状況や課題

- 西粟倉村では、従前から、中山間直払による活動には積極的に取り組んでいた(全集落(14集落)で実施)。一方で、多面活動には、事務作業が複雑なイメージがあり、取り組む集落が少なかった(2集落のみで実施)。
- 全ての集落で、中山間直払には十分に組み合っており、多面活動についても、事務を担う人がいれば取り組める下地ができている状況と判断。せっかくであれば、多面活動にも取り組むことによって交付金を更に得て、村内の様々な活動を一層充実させる方がよいということで、役場がリードして広域化を検討し始めた。



組織体制と独自の仕組

- 西粟倉村独自の体制として、運営委員会に幹事会という意志決定機関を設置。幹事会は、運営委員会の会長・副会長の他、有識者(役場の土木系職員等)を含めた5名で構成。運営委員会(総会)からの委嘱を受け、各活動組織(集落)間の予算の融通や、長寿命化工事の優先順位等をフレキシブルに調整・決定。
- 運営委員会の委員には、各活動組織(集落)の代表者が就任。
- 事務局は役場庁舎内に設置。事務員を確保(活動組織(集落)からの事務費を人件費に充当。役場の会計年度任用職員も兼務)し、役場(観光産業課)と密接に連携して、多面活動に係る各種の事務を実施。



きっかけ (R3.11)

事務負担が原因で多面活動に取り組めない集落が多かったため、事務を担う組織を作ればよいと考え、村観光産業課がリードして広域化を検討。

Step1 (R3.11)

事務支援体制の土台づくり

- 村観光産業課が、①事務支援システムの導入を検討するとともに、②会計年度任用職員へ事務を依頼する方針を内々決定。

事務支援システム導入のための県の推進交付金の予算が付き、また、事務を担う人についての方針が決まり、活動組織（集落）を支援する体制が整った。

Step2 (R4.6.15)

広域化説明会

- 多面活動（事業）の概要説明
- 中山間直払制度との違い
- メリット、デメリットの説明
- 広域活動組織の説明

各活動組織（集落）へ、参加同意書（仮）の提出を依頼。

集落に説明する際のポイント

- 役場からは、まず、多面活動に取り組む際のデメリット（事務負担）を説明し、解決する方策として広域化を提案した。その結果、特に反対意見なく、広域化へ進んだ。

説明会での主な意見

- ・リーダーは誰がやるのか。
- ・活動はできるが、事務ができない。
- ・事務を担う人がいるなら参加できる。
- ・長寿命化工事の優先順位はどうするのか。

・長寿命化のしくみ

- 長寿命化の交付金は、最初は各活動組織（集落）へ配分せず、一旦、事務局で預かり、共通資金とする。
- 長寿命化活動は、農繁期が終了してから行うこととし、それまでに、各活動組織（集落）ごとに、工事が必要な場所をピックアップして、事務局に申請することとしている。
- 申請された案件の中から、幹事会において、優先順位を決め、順次、工事を行う流れとしている。

<広域化の合意形成について>

- 各活動組織（集落）の代表者は、基本的に中山間直払の協定の代表者とすることとした。
- 広域活動組織の事務局員は、村役場の会計年度任用職員が兼務して、多面活動の事務を担当し、各活動組織（集落）は活動に専念していただくこととした。
- 多面活動の各種単価は、地域でなじみの深い中山間直払の活動と同じ単価に設定することとした。
- 全交付金のうち10%を事務局運営費として徴収し、事務局員の報酬や事務経費を賄うこととした。
- 広域化について、役場から各活動組織（集落）（≒中山間直払協定単位）への説明は、あえて中山間直払協定の代表者 に対してのみ行い、各活動組織（集落）内の構成員への説明は、役場ではなく代表者から行ってもらった。それにより、各活動組織（集落）の自主性を尊重することができ、広域化を円滑に進めることができた。
- 長寿命化の工事については、各活動組織（集落）から工事申請書を提出してもらい、工事の優先順位については、幹事会（運営委員会（各活動組織（集落）））で決定した。

今後の展望

- 村内14集落のうち、今回の広域化では13集落が参加した。今後は、全集落での活動を目標としている。

R5.4
活動開始

Step4 (R5.1.30)

広域活動組織設立総会

- 広域協定・規則・細則などの議決
- 役員任命
- 予算案の提示
- 活動計画案の提示

各活動組織（集落）へ、参加同意書の提出を依頼。

Step3 (R4.10.18)

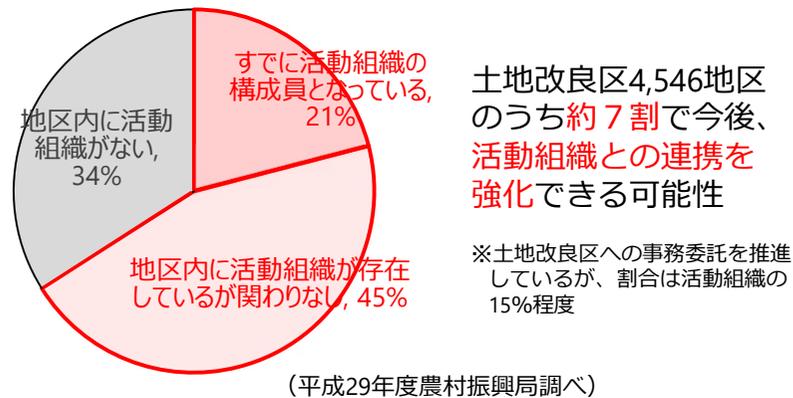
設立準備委員会

- 広域協定・規則の説明
- 各単価の説明
- 組織体制の説明
- 活動内容の具体例の提示
- 今後のスケジュールの説明

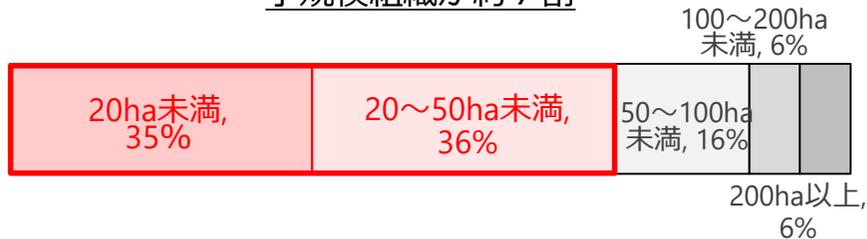
土地改良区との連携強化

- 土地改良区では、組合員の減少や地域の営農形態の変化等が見込まれており、水源から末端のほ場までの安定的な水供給・施設管理に支障を来すおそれ。
- 他方、多面的機能支払の活動組織では、小規模な組織が多く、農村地域の人口減少や高齢化が進み活動の継続が困難化しているケースも存在。このため、活動組織の広域化や土地改良区への事務委託などを推進。
- このことから、土地改良区と多面的機能支払の活動組織の連携を強化し、地域の農業者のニーズに柔軟に対応できる水供給と施設管理のための体制づくりが必要ではないか。

土地改良区と活動組織の関わり



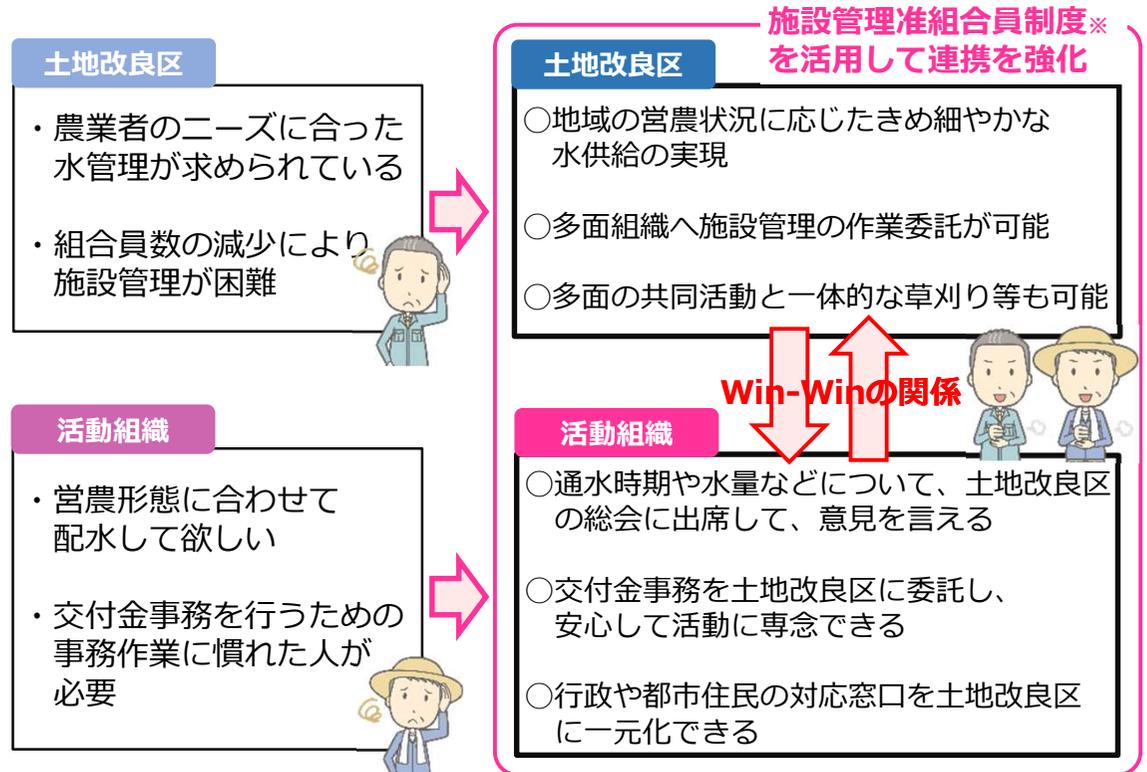
小規模組織が約7割



多面的機能支払の活動組織約2万7千組織のうち、50ha未満の小規模な組織が約7割であることから、**広域化を推進中。**

土地改良区と活動組織の連携の例

(施設管理准組合員制度を活用した場合のイメージ図)



※施設管理准組合員制度（土地改良法第15条の2～4、第32条第4項、第36条の2）

- ・ 地域の活動組織が土地改良区の施設管理准組合員となることができる。
- ・ 施設管理准組合員は、土地改良施設の管理への協力を求められる一方、土地改良区の総会に出席し、意見を述べることも可能である。

活動及び事務作業の省力化・効率化

- 高齢化等による労力不足に対応した省力化や事務作業の効率化を図るため、草刈作業に自走式草刈機や草刈りロボットなどの導入や事務処理のシステム化を推進。

草刈機械等の活用事例

- 農道の草刈に自走式／乗用草刈機を使用し、作業の効率化と省力化を実現



- 除草ロボットの活用

・近年開発が進み市販化している



- ドローンによる水路やため池の見回り



事務処理のシステム化の推進

- 事務作業軽減のためシステムの導入を普及・推進

(システムのイメージ)

1. 活動組織の基本データを入力し、活動内容等の項目を選択すると、活動計画書等が作成される
2. 日々の活動や支出情報を入力すると、活動記録や金銭出納簿等が作成される
3. 市町村では、上記のデータを取り込むと管内の活動内容等が集計管理でき、都道府県や国への提出書類が作成される



7 安全な活動の実施

農林水産省ウェブサイト「多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり」
全体版が掲載されています。
(https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siha_rai-130.pdf)

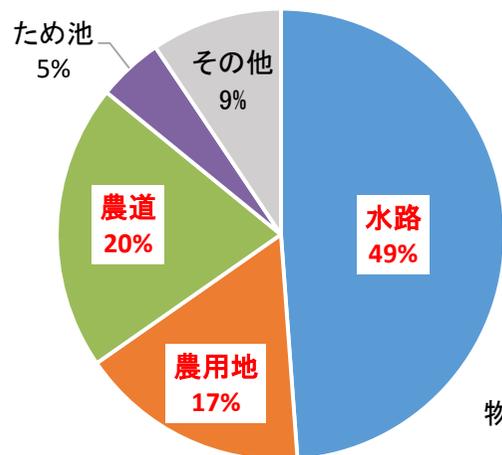


多面的機能支払交付金の安全な共同活動のためのポイント

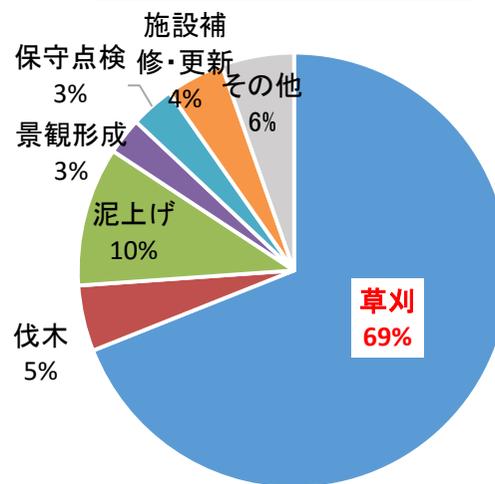
1 事故の傾向(令和5年度)

- 活動中の事故の多くは、主に水路での草刈り作業で転倒・転落、草刈機等との接触により多く発生しています。
- 交付金における共同活動においては、令和5年度に184件の事故が報告されています。

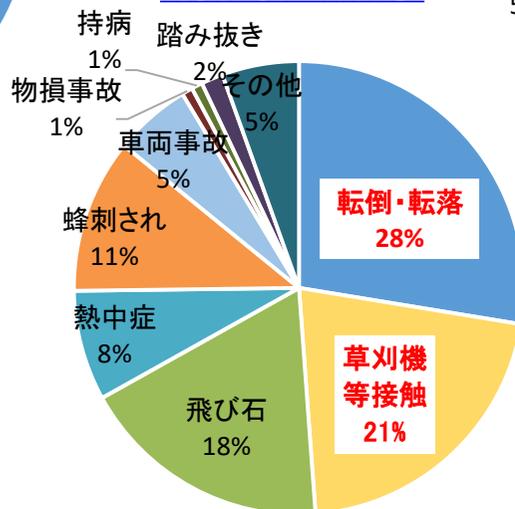
【事故の発生場所の内訳】



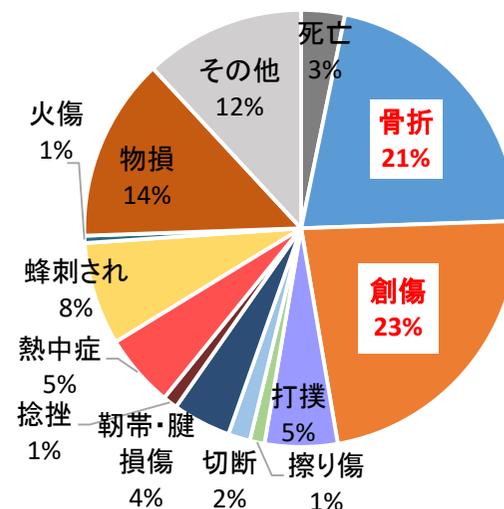
【事故発生時の活動の内訳】



【事故原因の内訳】



【事故による怪我等の状況の内訳】



2 安全確認チェックリスト

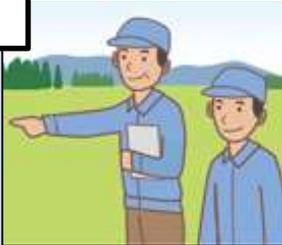
○ 共同活動前に安全確認を行い、事故の発生を防止しましょう。

○ 活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

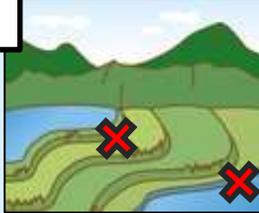
○ 活動前日までに、現地の下見、打合せ、緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

○ 活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

事前チェック



活動場所の下見をして作業環境を確認しましたか。



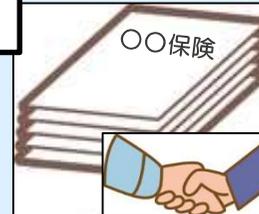
危険な箇所については、テープ等で印を付けたり、作業マップにマーキングしましたか。



参加者の年齢、作業の熟練度等を考慮して作業計画(分担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入りましたか。



緊急連絡表は作成しましたか。

当日チェック



参加者に危険な箇所の説明をしましたか。



機具等を用いる場合、点検は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯はしましたか。

2 安全確認チェックリスト



○ 草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底 … ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）

2. 障害物の除去等 … 事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除く

3. 草刈機の点検・整備 … 刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換。刈刃の確実な固定、飛散物保護カバーの装着を確認。

4. 草刈機の安全な使用 … 安全な使用方法を修得した者が使用する。刈刃に詰まった草や異物を取り除く等作業を中断する際や移動する際にはエンジンを切り、刃の回転が止まったことを確認。

5. 作業間隔の確保 … 複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置く。

6. 休憩の確保 … 時間を区切ってこまめに休憩。水分補給。

7. 草刈作業への合図 … 作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図。

<作業中の服装チェック>



- ヘルメットは被りましたか？
- 長袖、長ズボンは着用しましたか？
- 手袋、長靴等は着用しましたか？
- 防護メガネは着用しましたか？



3 事故の例



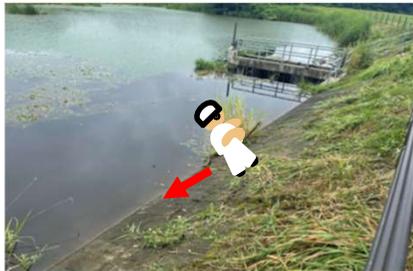
(草刈機などの点検)

- ・活動項目：農道・水路の草刈り
- ・作業内容：農道・水路の草刈り作業
- ・事故概要：自走式ロータリーモアを準備中、ブレードが回転しないため、エンジンをかけたまま、点検しようとしたところ、急にブレードが回転した。
- ・被災状況：指の屈筋腱損傷
- ・発生原因：エンジンを切らないまま、点検を行った。



(水路の草刈り)

- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：水路周りの草刈り作業
- ・事故概要：10人で水路の草刈り作業中、傾斜のある法面の草刈り作業者が足を滑らせ、約2mの高さから側溝に誤って転落した。
- ・被災状況：骨折（左足）
- ・発生原因：作業場所の安全確認不足や周囲の声かけ不足。



(ため池堤体の急傾斜)

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：ため池の草刈り作業
- ・事故概要：複数名でため池の草刈り作業中、1人が誤ってため池に転落。その後、救助を試みたもう1人も誤ってため池に転落。
- ・被災状況：両者とも死亡
- ・発生原因：安全な作業方法の周知、危険箇所の確認及び周囲の声かけが不足していた可能性。



(堤体の草刈り)

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：堤体の草刈り作業
- ・事故概要：トラクターで堤体天端の草刈り作業中、操作を誤ってトラクターごと堤体下に転落。転落途中で車内から投げ出された。
- ・被災状況：死亡
- ・発生原因：作業場所の安全確認、シートベルトの着用など適切な安全対策を怠った可能性。

8 円滑な組織運営

1 構成員の合意形成をしっかりと行いましょう

(1) 活動組織での合意形成(総会等)

○ 多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

○ 合意形成 3つのポイント

- ① 活動内容について毎年度話し合う
- ② 話し合いの記録を作る
- ③ 決まった内容は書面で全員にお知らせ

○ 複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

役員間で話し合い、総会等の議事、日時等を決めます。

・役員は総会等にはかかる事項の資料作成を行います。



構成員全員に総会等の開催を事前に書面でお知らせします。

・欠席者からは委任状をもらいます。

・構成員に団体が含まれる場合は、団体内の意思決定を行います。



総会等を開催します(毎年度1回以上)

成立には構成員の過半数の出席が必要

・毎年度の活動計画
・毎年度の実施状況報告
・収支決算
・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答
話し合い

議決



総会等で決まったことなどを議事録(メモ)にまとめます。

・日時、場所、出席者数、議案、決定事項 など



決定事項は説明資料とともに書面で構成員全員及び構成団体内に配布又は回覧し、確実にお知らせします。

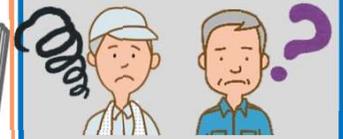
・欠席者にも必ずお知らせしましょう。



活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



もし合意形成が不十分だったら...



不透明な運営



トラブル発生

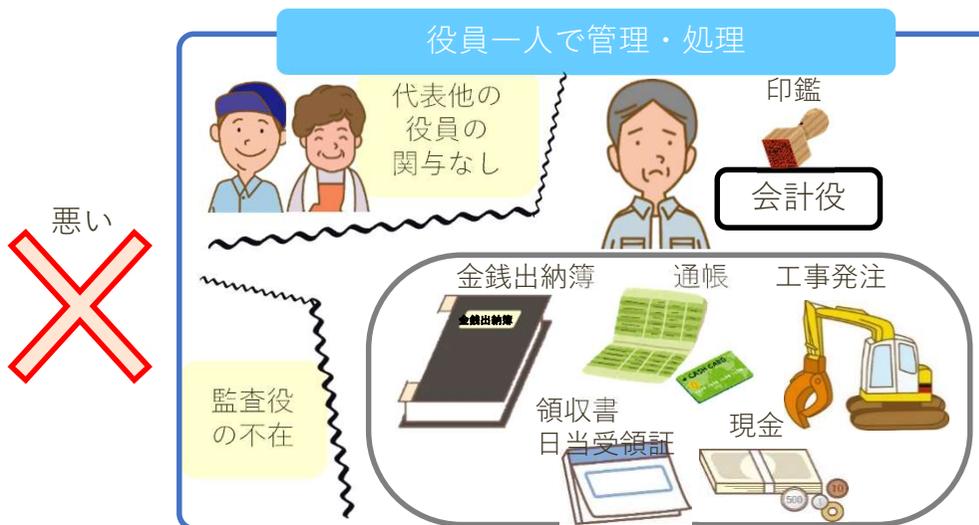
不正や揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還になるケースも...

2 役員が行う事務はお互いに確認し合いましょう



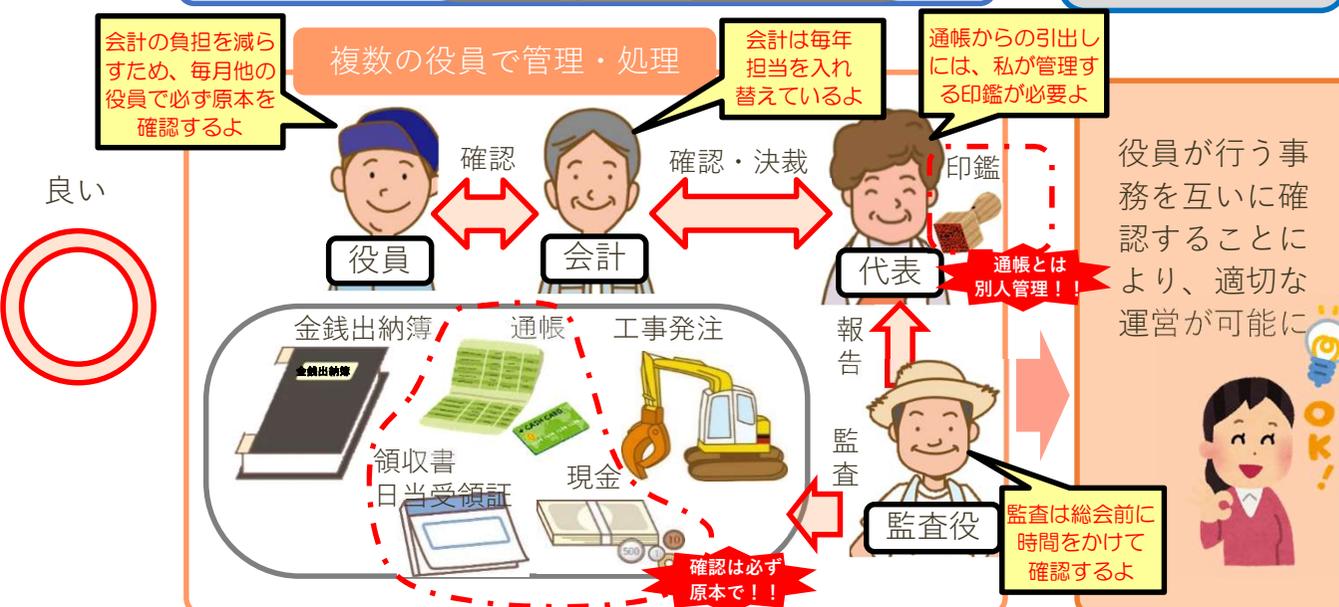
- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。
- 工事発注を行う組織は業者の選定方法等を内規に定め、それを守って対応しましょう。
- 毎年度の決算では、監査役による監査を確実に行いましょう。



こんなことを招くかも・・・

- ・ 帳簿や証拠書類の未処理、紛失
- ・ 交付金の私的な流用
- ・ 業者からの金品の受領

最悪の場合
交付金の返還、
刑事罰を受ける
ケースも・・・



※ため池等の施設の点検、草刈り等について、地域の自主的な判断により組織で担いきれない作業を外部に委託して行うことも可能です。委託先や委託料などは複数の役員で確認してください。

3 日当は活動参加者本人に支払い受領を確認しましょう

日当の取扱いについて、活動組織等の構成員間で合意形成
(ポイント①の場の活用)

- 日当の取扱いについては、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図りましょう。
- 草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。

対象活動の日当



日当は参加者本人に支払います

日当の受領を確認します

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に

日当の受領確認

参加者ごとの活動日、活動内容、時間等と支払額を一覧表にし、参加者本人から受領印又はサイン※1と受領日を記入してもらい、管理しましょう。※2

一覧表の例

氏名	日付	内容	時間	支払額	本人の印かサイン	受領日
〇〇〇〇	H29.11.1	農道の砂利入れ	2:00	1,700	☺	12/1

代表者が一括して受け取る場合

代表者が一括して受け取る場合も、一覧表に参加者本人から受領印・サイン※1を記入してもらい、これを(広域)活動組織に提出しましょう。※2

(広域) 活動組織

構成団体や集落の代表者

日当をまとめて支払い

一覧表の提出

日当支払

一覧表に受領印・サイン

合意形成や本人への支払いが不十分だったら...

・不透明な日当の扱い



トラブル発生

・日当の目的外使用
・揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還になるケースも...

※1 受領印でも可能ですが、確かな本人確認としては、サインが有効です。

※2 事務負担軽減、不正の発生予防として、現金手渡しより金融機関振込を基本とすることを推奨しており、その場合、振込受領書によって代えることができます。

4 活動を地域内外の人へ情報発信しましょう



○ 組織の情報や活動内容を広報誌やSNSなどを利用して組織構成員や地域住民等へ情報発信を行いましょ。

○ 組織の情報発信は、構成員の積極的な取組への参加や組織内の合意形成に繋がります。また、非農業者団体等の新たな参画や都市農村交流活動等へ取組の幅を広げるきっかけにもなります。

○ 情報を発信する相手や目的に合わせた効果的な発信方法を考えましょ。

広報誌・SNS等での情報発信



ホームページ、SNS、広報誌など



活動内容の発表会、イベント開催時のパネル展示など

【効果的な情報発信】



構成員や地域住民向け

広報誌・地域情報紙・SNSなど
※自ら情報発信



地域外の幅広い範囲の人向け

市町村・都道府県や国のHP・メルマガへの投稿など
※あいのりして情報発信



組織構成員

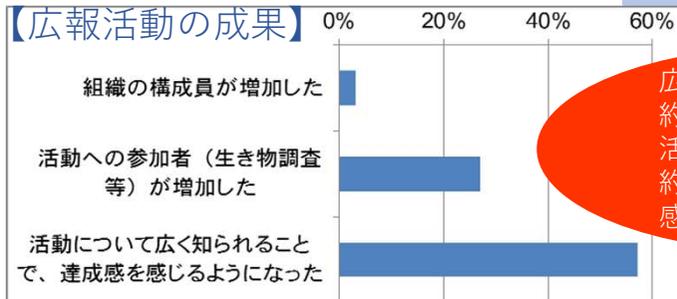
○活動組織の構成員自身の理解向上

○地域住民等の活動に対する関心・理解醸成



地域住民等

【広報活動の成果】



広報活動を行った組織の約30%の組織で構成員や活動の参加者が増加！
約57%の組織で達成感を感じるようになった！

活動に参加してくれる人が増えたなあ



※広報活動は、平成29年度から新規又は再認定組織において資源向上支払交付金の「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む場合は必須

御清聴ありがとうございました

高めよう 地域協働の力！

